二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、松山市役所又は松山地方法務局に照会すること。

平成二十六年五月八日

法務大臣　谷垣　禎一

愛媛県温泉郡久米村大字窪田九百四十四番地

渡部愛次郎

**○法務省告示第二百二十五号**

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月八日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村四十四番地

川滿　加根

**○法務省告示第二百二十六号**

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月八日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡下地間切嘉手苅村三十三番地

石泊カマド

**○法務省告示第二百二十八号**

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月八日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村三十三番地

石泊　カナ

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月八日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村七十九番地

仲間　金

**○法務省告示第二百二十七号**

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月八日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡下地間切嘉手苅村三十三番地

石泊カマド

**○法務省告示第二百二十九号**

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月八日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡下地間切嘉手苅村百三十七番地内

城間　正安

**○外務省告示第百五十五号**

平成二十六年四月二十一日にテグシガルパで、レンピラ県及びエルパライソ県母子保健医療サービス整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　レンピラ県及びエルパライソ県母子保健医療サービス整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億二千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　岡田憲治在ホンジュラス大使

ホンジュラス側　ミレヤ・アグエロ・デ・コラーレス外務国際協力大臣

平成二十六年五月八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

**○外務省告示第百五十六号**

平成二十六年四月二十二日にカトマンズで、西部地域小水力発電所改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　西部地域小水力発電所改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億七千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　小川正史在ネパール大使

ネパール側　ユブ・ラジ・ブサル財務省次官

平成二十六年五月八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

**○外務省告示第百五十七号**

平成二十六年四月二十三日にアンタナナリボで、マダガスカル共和国における「バッタ対策計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　バッタ対策計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億六百万円

3　署名者

日　本　側　細谷龍平在マダガスカル大使

国際連合食糧農業機関側　パトリス・タラ・タクカン在マダガスカル代表

平成二十六年五月八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

**○農林水産省告示第六百三十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年五月八日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　栃木県日光市小百字六沢一七九七から一七九九まで、一八〇一、一八〇六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字六沢一七九八・一七九九・一八〇六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）